

1 全県域污水適正処理構想とは

各家庭や事業所において、生活や経済活動を行う際に発生する污水を処理するためには、污水处理施設が必要です。この污水处理施設の整備手法には、公共下水道、農業集落排水等、コミュニティプラント、合併処理浄化槽などがあります。

これら污水处理施設の整備を計画的かつ効率的に進めていくためには、各処理施設が有する特徴を踏まえ、経済比較を基本としつつ、地域特性を考慮して、整備区域や整備手法を適切に選定する必要があります。

全県域污水適正処理構想は、地域ごとの污水处理の方針として、最適化した整備区域、整備手法、整備スケジュール等を県内の各市町村が素案として策定し、それを愛知県が県全域の構想として取りまとめ、公表するもので、大きな方針としまして、10年程度を目途に愛知県全域における污水处理施設の概成（污水处理人口普及率95%）を目指すものです。

なお、愛知県の全県域污水適正処理構想は平成8年度に策定され、平成15年度、平成23年度、平成28年度に改定が行われております。

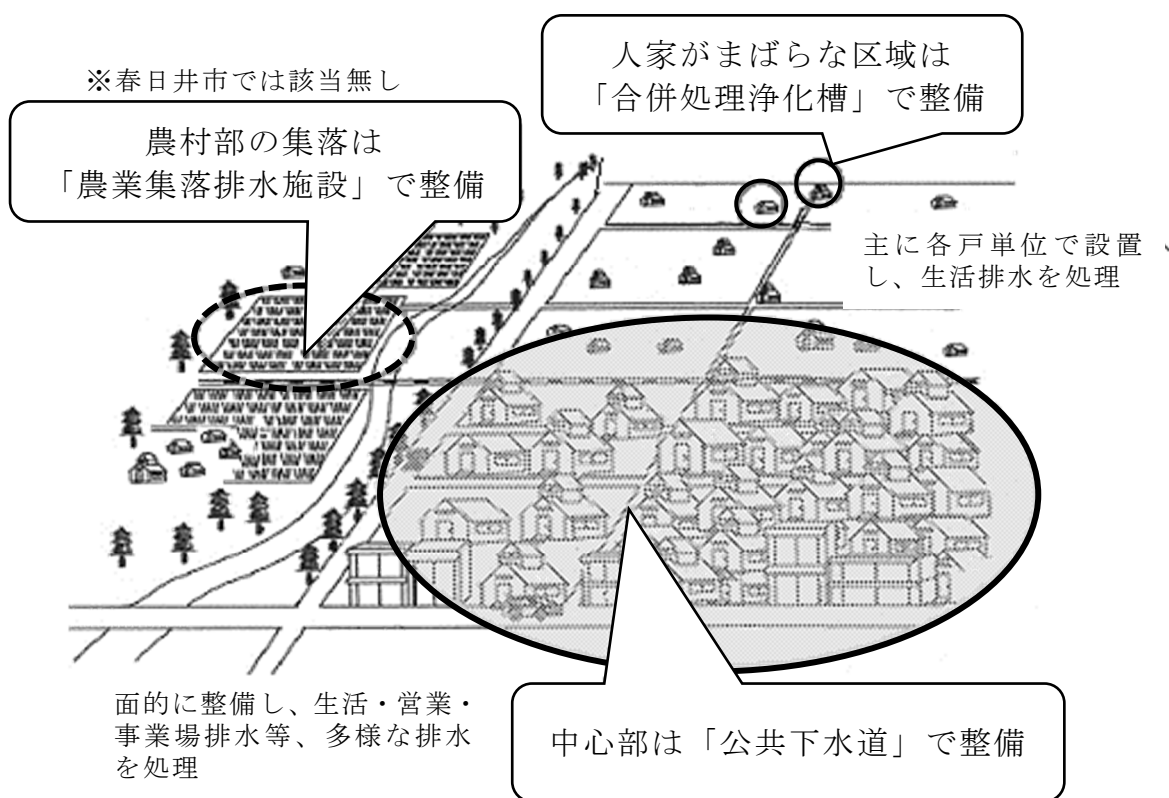


図 1-1 污水处理施設の種類概念図

2 今回の見直しの背景

近年、人口減少や高齢化社会の本格化、地域社会構造の変化など、社会情勢が大きく変化しております。また、地方財政が厳しい状況にあることも踏まえ、汚水処理施設の整備にはより一層の効率化が求められております。

一方で、既整備地域の汚水処理施設に対する老朽化対策や改築・更新も必要となってきております。そこで、より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を計画的に実施していくため国土交通省・農林水産省・環境省の3省合同で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が取りまとめられ、平成26年1月に発出されました。

このマニュアルを踏まえて、次のとおり見直しをしております。

(1) 中間目標年次の変更

当構想は、令和7年度末を中間目標年次としておりましたが、国が、明確に令和8年度末までに、汚水処理の概成を目指すとしたことから、整合を図るために、中間目標年次を1年延伸し、令和8年度末に変更します。

(2) 人口の見直し

今後の人口推計について、最新の国勢調査の結果を基にした仮定値が、示されているため、それに基づき時点修正をしております。

(3) 公共下水道の整備計画の反映

平成30年度より整備を進めている上条地区の面整備事業について、想定を上回る玉石や地下水の影響などにより工事が遅延したことから、通行規制など、地域住民への影響の軽減が図れますよう、1年当たりの整備面積を小さくし、整備期間を5か年から9か年に変更しておりますので、整備進捗に反映しております。

3 汚水処理の現状と課題

春日井市の汚水処理人口普及率[※]は、令和2年度末現在 88.4%となっており、全国平均 92.1%、愛知県平均 91.8%を下回っています。

また、市街化区域内に下水道の未整備区域が残っていることもあり、今後も汚水処理施設の整備・普及に努めていく必要があります。

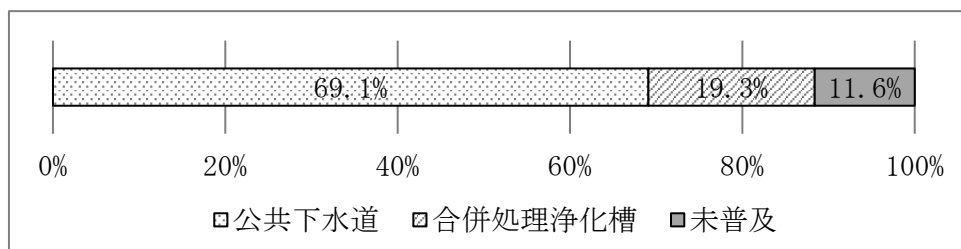


図 3-1 汚水処理施設別の人口割合（令和2年度末）

※汚水処理人口普及率…汚水処理施設の普及状況を示す指標。各汚水処理施設の整備人口（汚水処理人口）の総和を行政区域内人口で除した値で表す。

4 構想見直しの結果

今回の見直しにおいて、人口・世帯数などの将来フレーム想定年次[※]を9年後の令和12（2030）年度に設定した結果は次のとおりです。

表 4-1 見直しによる汚水処理施設整備指標の変化

区 分	現況 (令和2年度)		中間目標 (令和8年度末)		最終像	
	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)	整備 面積 (ha)	処理 人口 (人)
将来フレーム 想定年次	—		—		令和12年 (2030年)	
行政区域内人口(人)	310,317		305,902		299,019	
公共下水道	3,241.5	214,490	3,308.3	216,097	4,687	274,248
合併処理浄化槽 (集中浄化槽含む)	—	59,856	—	74,519	4,591.6	24,771
合 計	—	274,346	—	290,616	9,278.6	299,019
汚水処理人口普及率	88.4%		95.0%		100.0%	

※将来フレーム想定年次…集合処理と個別処理の経済比較をする際に用いる地域別の人口等をどの時点に設定するかを示す年次であり、汚水処理施設の最終完成年次とは異なる。

5 今後の整備方針

公共下水道区域については今後も着実に整備を行っていきますが、依然として市街化区域内に未普及の区域が残る状況にあります。

合併処理浄化槽については、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換において、設置費の補助金を上乗せしております。

また、令和元年度より、単独処理浄化槽などからの転換に伴い必要となる、宅内配管の工事費の一部についても補助金の交付に追加し、転換の促進を図っており、今後も更なる転換を進めるため、効果的な補助制度について検討してまいります。

これらと下水道整備と併せることにより、令和8年度末（5年後）までに、汚水処理の概成（95.0%）を目指します。

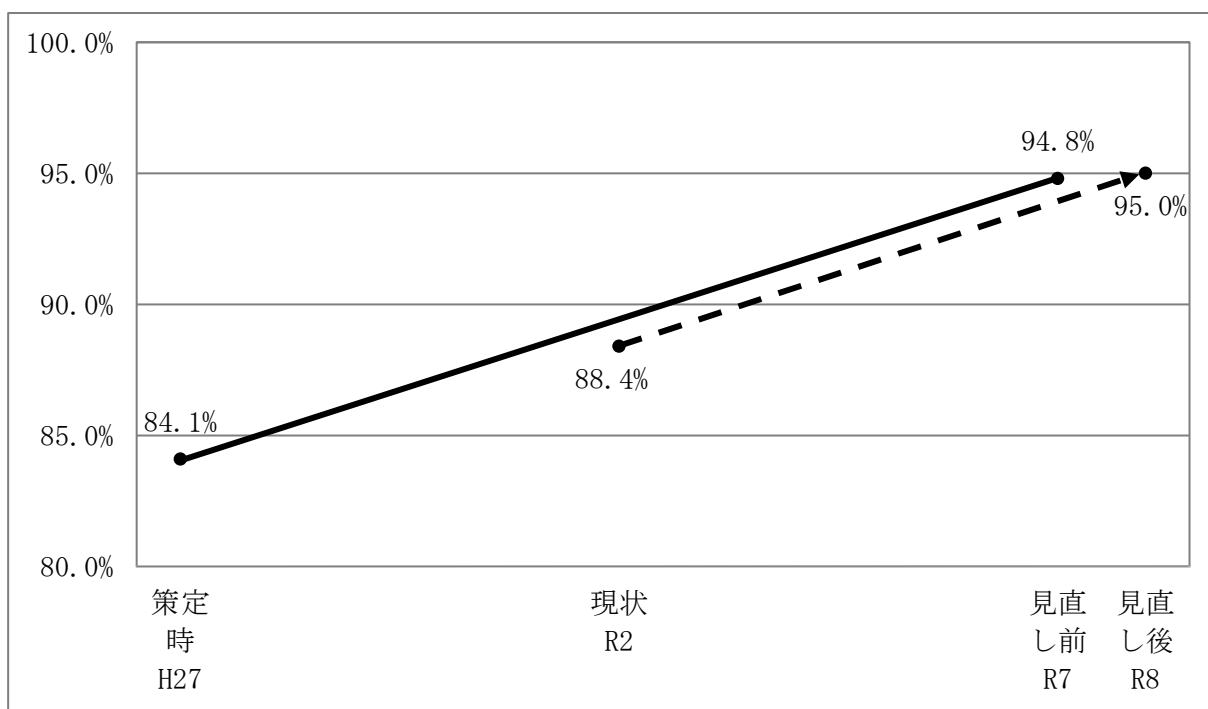


図 5-1 汚水処理人口普及率の推移及び目標値